

令和 2 年 6 月 17 日現在

機関番号：11501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K04603

研究課題名(和文) IRを活かす学内データ管理に関する研究：統合型データベース構築への第一歩として

研究課題名(英文) Developing a training program and guidelines for student data collection, storage, access, and usage

研究代表者

藤原 宏司 (Fujiwara, Koji)

山形大学・エンrollment・マネジメント部・教授

研究者番号：30790563

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、米国の連邦法である「FERPA (Family Educational Rights and Privacy Act)」内で規定されている「学生情報の管理ガイドライン」に着目し、米国の大学が、どのように「FERPAガイドライン」に従って、学生情報を管理しているのかを実地調査した。その上で、日本の大学で適用可能な「学生情報を正しく取り扱うためのトレーニング・プログラム」を開発した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、米国の知見に学び、日本の大学で適用可能な「学生情報を正しく取り扱うためのトレーニング・プログラム」を開発した。米国の大学では、学生情報を取り扱う教職員に、「FERPA Training」という「学生情報の取り扱いに関する講習プログラム」を受講させ、講習プログラムの修了者「のみ」に、学生情報へのアクセス権を与えている。日本の大学では、学生情報を取り扱う担当者が定期異動で入れ替わる。我々のトレーニング・プログラムは、それら新任担当者へ対する効果的な教育効果を期待することできる。

研究成果の概要(英文)：This research aimed to develop a training program to learn how to deal with student data for higher education institutions in Japan. We investigated how the U.S. colleges and universities follow the FERPA (Educational Rights and Privacy Act) guidelines for student data collection, storage, access, and usage. We visited eleven U.S. colleges and universities to meet with their IR (Institutional Research) people and/or provosts. Now, we are ready to publish a training program that can apply to Japanese colleges and universities.

研究分野：高等教育

キーワード：Institutional Research IR FERPA 学内データ活用 学内データ管理

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本の大学では昨今、IR (Institutional Research: 学内外データを専門的に収集・分析する活動のこと)機能を導入し、データに基づく意思決定を核とした、より高度な大学経営の実現を目指す動きが活発化している。IRの先進国として知られている米国の大学では、「データは大学全体のもの」という考え方のもとで全学統合型データベースを構築し、IR担当者へ学内データへの広範囲なアクセス権を与え、効率的なデータ分析および分析結果のレポートングを行っている (Luna and Pearson, 2003; 藤原・大野, 2015)。

一方、日本の大学では、統合型データベースの整備はおろか、IR担当者に対する学内データへの広範囲なアクセス権が、確立されているとは言えない状態にある (寫田・藤原・小湊, 2016)。我々は、その理由の一つが、「学内データの収集および活用に関する規定 (ルール)」の有無に関連しているのでは、と考えている。

米国には FERPA (Family Educational Rights and Privacy Act) という学生の教育情報に関する連邦法があり、大学が収集できる情報や、分析に使用できる情報が明確化されている (藤原, 2016)。加えて、FERPAは、「学生の個人情報 (Personally Identifiable Information, PII)」に関して明確な定義をしている。

日本の大学では、2005年4月からの「個人情報保護法」の全面施行に伴って、学生の個人情報の取り扱いに関する基本方針や規定が整備された。しかし、これらの規定は米国の FERPA と異なり、学生情報を有効活用するための視点ではなく、あくまでも個人情報保護の観点で作られている。また、我々が知る限り、「データの収集や活用に関する規定」を策定している大学は少なく、この規定の有無に注目した先行研究も十分ではなかった。

2. 研究の目的

本研究の主目的は、米国における学生情報に関する連邦法である FERPA と、米国の大学が独自に策定している「学内データの収集および活用に関する規定 (ルール)」を調査研究し、日本の大学においても適用可能な、学生情報を正しく取り扱うためのトレーニング・プログラムを開発することである。

日本の大学における IR オフィスは、米国の大学のような「専門職」ではなく、異動を伴う事務系職員もしくは、任期付きの教員を中心として構成されている。数年で入れ替わる IR 担当者に対して、学内データへのアクセス権を制限するという考え方は理解できなくもないが、それでは、大学経営の高度化は達成できない。大学経営において IR 機能を有効活用するためには、学内データへの幅広いアクセスが必要不可欠である。だからこそ、我々が開発する「トレーニング・プログラム」が必要だと思われる。トレーニング・プログラムの修了を、学内データに対するアクセス権への前提条件とすることで、上記アクセス権の問題が解決できる可能性が見えてくる。

3. 研究の方法

研究項目として、以下の3点を挙げ、表1にある研究スケジュールにしたがって、研究計画を遂行した。

米国の FERPA について
米国の大学における「データの収集や活用」の実態について
日本の大学における「データの収集や活用」の実態について
トレーニング・プログラム開発

表1. 研究スケジュール

研究項目	研究項目 番号	年度		
		2017	2018	2019
米国の FERPA について	①			
米国の大学における「データの収集や活用」の実態調査	②			
日本の大学における「データの収集や活用に関する規定」に関する調査	③			
トレーニング・プログラム開発	④			
研究成果の共有	NA			

2017年度は、米国の FERPA について、米国教育省 (U.S. Department of Education) および米国の大学がホームページ上で公開している情報を詳細に調べた。また、米国の大学における「データの収集や活用」の実態について、フロリダ州の3大学を訪れ、FERPA 担当者 (レジストラ) IR 担当者等に加えて、大学執行部のメンバーにインタビューを実施した (表2)。その際、日本で行った FERPA 調査で生じた疑問点等に対する回答も得た。

2018年度は、2017年度からスタートしている項目に加えて、日本の大学における「データの収集や活用」の実態について調査を行った (2018年6月26日 ~ 7月17日)。調査媒体は、有意抽出法 (紹介法) を採用し WEB アンケートを選択した。アンケートの結果および FERPA に関する中間発表を、大学評価・IR 担当者集会 2018 (主催: 大学評価コンソーシアム) で行った。また、前年度に引き続いて、ノースダコタ州、ミネソタ州、インディアナ州の大学を訪れ、追加調

表2. 米国の大学における「データの収集や活用」の実態について：訪問先とインタビュー対象者

年度	訪問先	インタビュー対象者
2017	University of South Florida St. Petersburg	学長、教育担当副学長、レジストラー、IR室長、IE室長、国際交流室長
	University of South Florida Tampa	教育担当副学長補佐、IR室長
	University of Tampa	学部長、IR室長
2018	North Dakota State University	プロボスト、レジストラー、EM室長
	Bemidji State University	プロボスト、教育・学生支援担当副学長補佐、教育・学生支援担当局長 学部長（全学部）、レジストラー、IR/IE室長
	Indiana University-Purdue University Indianapolis	レジストラー（IU機構）、IT部門長（IU機構）、IR室長、IE室長

査を実施した。その際、大学評価・IR 担当者集会の参加者から寄せられた質問等への回答も得た。

研究の最終年度である 2019 年度では、前年度までの調査から必要だと思われた事項に対する追加調査を行った。米国の大学において、FERPA の遵守・運用は、「レジストラー (Registrar)」と呼ばれる学生の教育情報に関する総責任者が担っており、日本の大学でも、そのようなポジションが必要なのでは、と考えた結果、レジストラーを監督する「プロボスト (統括副学長)」を対象にインタビューを行うこととした。そのため、ニューメキシコ州にある 5 大学 (Central New Mexico Community College, Santa Fe Community College, Northern New Mexico College, New Mexico Highlands University, University of New Mexico-Taos) を訪問調査した。また、それまでに得られた研究成果を、大学評価・IR 担当者集会 2019 (主催：大学評価コンソーシアム) を始めとして、幾つかの学会、講演会で共有した。

本研究の主目的である、「トレーニング・プログラム」の開発も、2019 年度に行った。本プログラムに関しては、論文雑誌への投稿を準備中である。

4. 研究成果

(1) FERPA および米国の大学における現状について

FERPA の目的は、学生の教育情報 (Education Records) を保護し、学生に対して、学生の教育情報を確認・修正できる権利を保証することにある。言い換えると、教育情報の公開、アクセス、保持等について、教育機関が守るべきルールを規定している。米国教育省から、奨学金を含む何らかの援助を得ている教育機関は、FERPA を遵守する義務がある。

FERPA による教育情報とは、教育機関が保持している、特定の学生に直結する情報のことである。FERPA は、教育情報を、「ディレトリ情報」と「個人特定可能情報 (PII: Personally Identifiable Information)」に区分している。ディレトリ情報とは、学生の教育情報のうち、仮に公開されたとしても「学生のプライバシーに深刻な影響を与えるものではないと見なされる情報」のことである。

他方、個人特定可能情報は、公開された場合に「プライバシーの侵害」と捉えられる情報と定義されている。この「プライバシー」に関する考え方は、日米で大きな違いがある。例えば、米国において、性別を公開することは、プライバシーの侵害である。

FERPA は、「誰が教育情報にアクセスできるのか」も定めている。米国において、学生の教育情報にアクセスできるのは、「学生自身」、「学生が許可した者 (学生の同意書が必要)」、「正当な理由がある教育機関の関係者」、「該当学生の両親 (例外あり)」、「裁判所によって認められた者」となっている。学生の両親は、子供が 18 歳未満の場合に限り、「無条件」で教育情報にアクセスすることができる。

教育機関の関係者は、業務上必要な場合 (例：教育改善や学生支援等) 必要とするデータにアクセスできる。ただし、データを入手した「関係者」は、入手したデータの保護に関して責任を負わなければならない。この教育機関の関係者は、大学の教職員に限らない。A 大学が、教育情報を取り扱うシステムを B 社から導入すると仮定する。その場合、B 社を A 大学の「関係者」とする契約を結び、FERPA を遵守させる仕組みになっている。

そのデータが業務上必要かどうかは、大学が判断する。その判断基準は、規定で定められており、判断に迷った場合は、「レジストラー (Registrar)」が最終判断を下す。なお、論文作成等の研究目的や興味ベースの場合は、正当な理由があるとは見なされない。研究目的等に必要データを入手するためには、学生の同意書が必要となる。

(2) 日本の大学における現状について

日本の大学の「IR 部門におけるデータ収集と活用に関する調査」として、2018 年の 6 月に、WEB を通じたアンケート調査を実施した。本調査の目的は、IR 活動を実際に展開している大学における「データの収集や活用」の実態調査であることから、調査対象は、有意抽出法 (紹介法) を用いて選定した。約 1 か月の回答期間を経て、最終的に 55 大学からの回答を得た。設置形態の内訳は、国立大学が 10 校、公立大学が 2 校、私立大学が 43 校である。

図 1 は、大学として「個人情報保護」、「セキュリティ (ネットワーク利用)」、「データの収集・活用」に関連する規定・ガイドラインの策定状況をまとめたものである。「データの収集・活用」に関する規定が「ある」と回答した大学は、半数以下 (40%) であった。IR がある程度展開されている大学における結果であるということを考慮すると、日本の大学全体では、この数字が下が

問17 大学全体として、次の規程・ガイドラインを策定していますか。

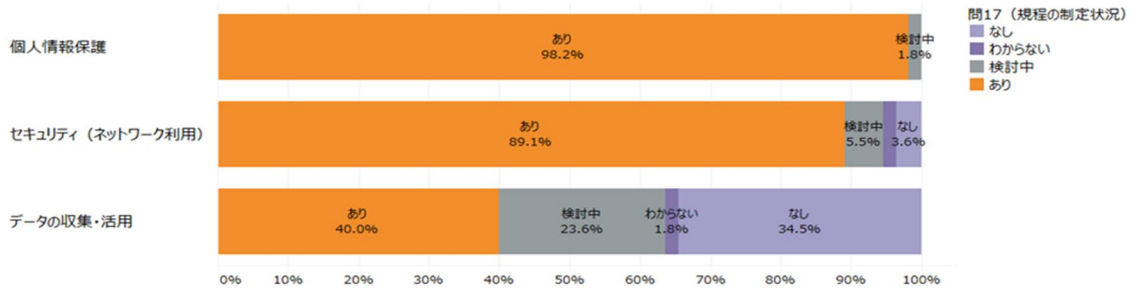


図 1. 規定・ガイドラインの策定状況

ることが予想される。

学内には、様々なデータ(例:学生、履修成績、アンケート、入試、教員等)が存在する。それらのデータに対して、「業務上の必要性」をアンケートで聞いた。次に、業務上「必要である」もしくは「それなりに必要である」と回答したデータの「入手状況(入手できている・概ね入手できている)」をベースに「データアクセス実現率」を計算し、図2にまとめた。

ローデータへのアクセス実現率

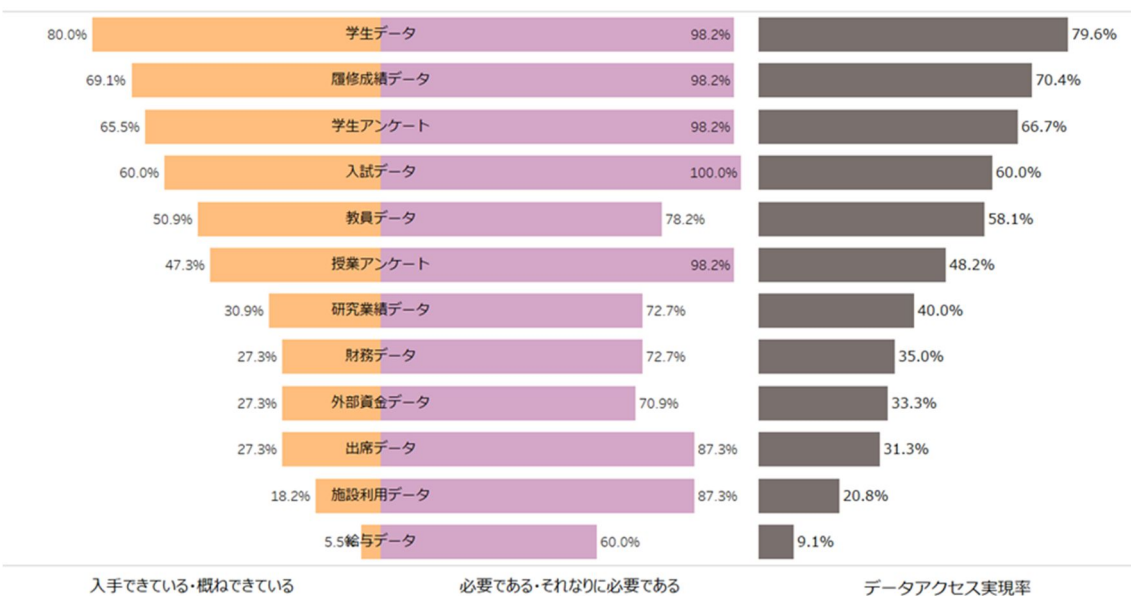


図 2. データアクセスの現状

日本の大学における IR 活動は、教学分野を中心に行われていることが、広く知られている。しかし、学生データへのアクセス実現率が 80%程度、さらに、授業アンケートへのアクセス実現率が 50%を切っている状況から考えると、各大学の IR 部門は、未だに「データの入手」という課題を解決できていないという現状が推察できる。

(3) まとめ:「レジストラー(Registrar)」の必要性

米国には、FERPA という連邦法があり、米国の大学では「レジストラー(Registrar)」を責任者として、FERPA を遵守しながらデータを有効活用している。他方、日本には、FERPA のような法律は存在せず、日本の大学においても、レジストラーのようなポジションは、我々の調査の限り、無いと思われる。

日本の大学におけるデータ関連規定は、「データを活用する」という考え方のもと、制定されておらず、データへのアクセス権も、「誰」がどのような「基準」のもと判断しているのかわかりにくい。また、データを扱う担当者は、「定期的に異動」するため、部署間の信頼関係も深まりづらい状態にある。

我々が開発した「トレーニング・プログラム」は、データを扱う担当者が知っておくべき「基本」をカバーしている。米国の大学の実践に学び、レジストラーというポジションを大学内に作った上で、このトレーニング・プログラムを、レジストラーの監督のもと運用するのが望ましいと考える。そして、トレーニング・プログラムを修了した者に、データへのアクセス権を付与す

る仕組みを構築することで、学内データの利活用への文化が醸成されるのではなかろうか。

【参考文献】

畠田敏行, 藤原宏司, 小湊卓夫 (2016) 「日米における中規模大学の IR 活動に関する事例研究」, 『名古屋高等教育研究』, 16, 287-304.

藤原宏司 (2016) 「BI ツールを用いた学内データの動的可視化について」, 『大学評価と IR』, 6, 3-11.

藤原宏司, 大野賢一 (2015) 「全学統合型データベースの必要性を考える」, 『大学評価と IR』, 1, 39-48.

Luna, A. L., & Pearson, T. P. (2003) Records Management. In W. Knight (Ed.), *The Primer for Institutional Research* (p. 161). Tallahassee: Association for Institutional Research.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 藤原 宏司, 浅野 茂, 白石 哲也, 鈴木 達哉, 山本 幸一	4. 巻 10
2. 論文標題 IR履修証明プログラムの開発について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 大学評価とIR	6. 最初と最後の頁 3-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 藤原宏司	4. 巻 8
2. 論文標題 米国における教育プログラムの分類コード (CIP) について	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 大学評価とIR	6. 最初と最後の頁 33-43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 浅野茂	4. 巻 23
2. 論文標題 米国におけるIR/IEの最新動向と日本への示唆	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 京都大学高等教育研究	6. 最初と最後の頁 97-108
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 3件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 藤原 宏司, 浅野 茂, 鈴木 達哉, 山本 幸一, 白石 哲也
2. 発表標題 日本型IR履修証明プログラムに関する検討
3. 学会等名 大学評価コンソーシアム IR実務担当者連絡会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 藤原 宏司
2. 発表標題 米国の地方州立大学（機構）における教育コストの簡易分析
3. 学会等名 大学改革支援・学位授与機構 大学経営手法に関する共同プロジェクト推進委員会（第5回）（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 藤原 宏司
2. 発表標題 FERPAおよび米国大学におけるデータの収集・管理・活用
3. 学会等名 大学評価コンソーシアム 大学評価・IR担当者集会2018（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 藤原 宏司
2. 発表標題 “ Institutional Research ” における “ Research ” の意味するところ
3. 学会等名 大学評価コンソーシアム IR実務担当者連絡会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 藤原 宏司, 浅野 茂, 山本 幸一
2. 発表標題 米国のIR事情：FERPAとRegistrarについて
3. 学会等名 大学評価コンソーシアム 大学評価・IR担当者集会2019
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 藤原 宏司
2. 発表標題 IR (Institutional Research) におけるデータマネジメント
3. 学会等名 九州大学 IR初級人材育成研修会 (招待講演)
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>日本型IR履修証明プログラムに関する検討 https://ir.yamagata-u.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/20181102_IR.pdf FERPAおよび米国大学におけるデータの収集・管理・活用 https://ir.yamagata-u.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/20180822_fujiwara.pdf 米国を訪問した際に使用したプレゼンテーション資料 (ノースダコタ州立大学、ベミジ州立大学) https://ir.yamagata-u.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/20180917_NDSU_BSU.pdf 米国を訪問した際に使用したプレゼンテーション資料 https://ir.yamagata-u.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/20171127_USFSP_USF_UT.pdf 訪問先の米国大学が作成した広報記事 https://www.usfsp.edu/home/2018/01/03/japanese-researchers-turn-to-usfsp-to-learn-about-data-governance-and-accreditation/</p>
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	浅野 茂 (Asano Shigeru) (50432563)	山形大学・企画部・教授 (11501)	
研究協力者	山本 幸一 (Yamamoto Koichi)		